

令和6年度用
2024

この書類は、申込書裏面の「利用調整に関する希望」欄において、「調整指数の減点を希望する」にチェックをした方が記入するものです。
※育児休業の延長を希望しない方は、提出する必要ありません。

※令和6年度(2024年度)用で、令和7年(2025年)3月入所分の申込まで有効です。
令和7年(2025年)4月入所以降も育児休業延長希望による減点を行う場合、改めて申込書の提出と併せて、この申出書の提出が必要となります。

育児休業の延長希望に関する申出書

各項目を確認し、「□」にチェックしてください。

対象となる申込児童の取扱い	<input type="checkbox"/>	①提出書類にかかわらず、申込児童の利用調整における指数は「-100点」となります。調整指数に該当があっても適用しません。
	<input type="checkbox"/>	②この申出書は、保留通知書(不承諾通知書)の発行を確約するものではありません。この申出書を提出しても、入所できる可能性があります。
	<input type="checkbox"/>	③この申出書を提出した場合、「特定教育・保育施設等利用等申込書」としてのみ取扱い、利用調整を行うため、教育・保育給付認定は行いません。ただし、②の結果として入所できる場合のみ、教育・保育給付認定を行います。
	<input type="checkbox"/>	④育児休業の延長を希望する場合、就労証明書や申込児童の面接を省略できます。また、面接受付を行っても、利用調整上、面接を行わなかったものとみなします。
	<input type="checkbox"/>	⑤この申出書は、「年度中有効」です。令和7年(2025年)4月入所以降の申込を行う場合、改めて申込書を提出し、併せてこの申出書も提出ください。
減点やめたい場合	<input type="checkbox"/>	⑥この申出書による「-100点」等の取扱いをやめたい場合、各月の申込×切日までに次の書類を提出し、改めて申込児童に係る面接を受けてください(※母子手帳持参)。 ・育児休業延長希望終了申出書 ・申込の必要書類(就労証明書等)(※提出済の場合でも改めて提出) ・児童の状況シート(※提出済の場合でも改めて提出) ・エントリーシート(※提出済の場合でも改めて提出) ※面接の結果、特別支援保育による対応を検討する必要がある場合、希望月の翌月からの入所申込となる場合があります。
	<input type="checkbox"/>	⑦保留通知書は、初回のみでの発送となります。翌月以降も保育施設に入所できていないことを証明する書類が必要な場合は、証明書の発行手続きが必要です(※越谷市ホームページから電子申請を行うことができます)。
保留通知	<input type="checkbox"/>	⑧育児休業延長や育児休業給付金延長手続きは、勤務先、ハローワーク、共済組合等に御確認ください。

上記について確認し、保護者全員が同意したことを申し出ます。

_____年____月____日

保護者氏名		
対象児童	氏名	
	生年月日	
	第1希望保育施設	